

瀬戸市保育所条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年 12月26日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市規則第29号

瀬戸市保育所条例施行規則の一部を改正する規則

瀬戸市保育所条例施行規則（平成27年瀬戸市規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(保護者が負担する額) 第6条 条例第6条第3項に規定する保護者が負担する額（以下「負担額」という。）は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分に応じ、 <u>瀬戸市子ども・子育て支援法施行細則（平成27年瀬戸市規則第9号）第13条及び別表</u> に定める額とする。	(保護者が負担する額) 第6条 条例第6条第3項に規定する保護者が負担する額（以下「負担額」という。）は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分に応じ、 <u>子ども・子育て支援法施行細則（平成27年瀬戸市規則第9号。）別表</u> に定める額とする。
2 <省略>	2 <省略>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。